



## 簡易サウナ設備Q&A

Q 1.個人が設置する「テント型・バレル型サウナ」は規制の対象になりますか？

A 1.個人が自ら使用する目的で設けるものについては、本市火災予防条例における位置、構造及び管理の基準に従い設置する必要がありますが、管轄消防署への届出は不要です。なお、個人が設けるものであっても、利用料を徴収する等、商業目的で設置するものについては届出が必要です。

Q 2.簡易サウナ設備の定義の中で屋外その他の直接外気に接する場所に設けるとありますが、建物の屋上にテント型サウナや、バレル型サウナを設置する場合は簡易サウナ設備に該当しますか？

A 2.建物屋上は簡易サウナ設備の規制に該当します。ただし、常に展開した状態で恒常的に設置されるテント型サウナや、バレル型サウナは建築基準法上の建築物に該当し、建築基準法令にも適合するため確認の必要があります。また、建物内に設置する場合は、一般サウナ設備の規制となります。

Q 3.薪や電気以外を熱源とするサウナや定格出力が6kwを超える薪や電気を熱源とする「テント型・バレル型サウナ」の規制はどのようになりますか？

A 3.一般サウナ設備等として規制します。

Q&AのNo2もあります♪

お問い合わせ

習志野市消防本部 予防課

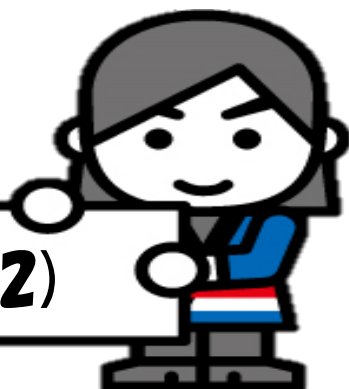
電話番号

047-452-1284

MAIL

yobou-f@city.narashino.lg.jp





## 簡易サウナ設備Q&A (No.2)

Q 4.簡易サウナ設備に設置する消火器は何を設置すればいいですか？

A 4.薪を熱源とする簡易サウナ設備の熱源を遮断する装置の代替として設置する消火器は、原則、本市では「粉末ABC10型消火器」の設置を指導します。そのため、「家庭用消火器」、「エアゾール式消火具」は、該当しません。そのほか、「電気を熱源」として使用するものでも、速やかな初期消火は必要不可欠と考えるため、消火器の設置を指導します。

Q 5.簡易サウナ設備の「離隔距離」は、どこで確認すればいいですか？

A 5.離隔距離については一般社団法人アウトドアサウナ協会がとりまとめ、ホームページに公表する予定です。公開までの間は、サウナストーブの販売・製造業者の仕様書等を確認した上の判断となります。

Q 6.「たき殻受け」とはどのような物ですか？

A 6.薪を燃やした際に発生する燃えかす（灰や炭）を受け止めるための受け皿のことです。

この他質問がありましたら気軽に予防課にお問い合わせください♪

お問い合わせ

習志野市消防本部 予防課

電話番号

047-452-1284

MAIL

yobou-f@city.narashino.lg.jp

